

重要事項調査依頼書

当社は、宅地建物取引業法第35条第1項第6号、同法施行規則第16条の2、及び昭和63年11月21日建設省経動発第89号により、下記マンションの重要事項について必要経費を添えて貴社に調査を依頼します。

調査依頼年月日	年 月 日	
宅地建物取引業者	会社名	
	TEL番号	
	FAX番号	
	所在地	〒 -
	免許番号	国土交通大臣・知事 () 第 号
	来訪者	(所属部課) (氏 名)
調査対象マンション	名称	
	所在地	
	売却依頼主	(住戸番号) (氏 名)
調査対象依頼項目	<input type="checkbox"/> 修繕積立金総額（施行規則第16条の2第4号関係） <input type="checkbox"/> 管理費・修繕積立金等の月額（施行規則第16条の2第6号、第7号関係） <input type="checkbox"/> 管理費・修繕積立金等の滞納額（昭和63年11月21日建設省経動発第89号） <input type="checkbox"/> 管理組合の金融機関からの借入額（施行規則第16条の2第6号関係） <input type="checkbox"/> アスベスト使用調査の内容 記録の有無 <input type="checkbox"/> 耐震診断の内容 診断の有無 <input type="checkbox"/> 長期修繕計画書（未作成の物件もありますので、お電話でご確認願います。） <input type="checkbox"/> 管理規約 <input type="checkbox"/> 総会議案書（議事録については、現地閲覧のみとなります） なお、パンフレットは取扱いしておりません。	
	<p>* 当社書式以外でのお答えはしておりませんので、御社書式の送信は、ご容赦いただきますようお願いいたします。</p> 調査報告書の原本・管理規約は、別途郵送させていただきます。 *尚、領収書は、銀行の振込書控えをもってかえさせていただきます。	

手数料

- | | | |
|-------------|---------|-----------------|
| ○ 調査報告書手数料 | ¥6,600- | 取引銀行：りそな銀行／堂島支店 |
| ○ 管理規約（写し） | ¥4,400- | 普）4845916 |
| ○ 総会議案書（写し） | ¥4,400- | 株式会社 浪速管理 |

振込先

回答は下記の通りです

受付時間（月～金） AM9：00～PM4：00

（土・日・祝 は、受付をしておりませんので、翌営業日到着扱いとなります。）

ご依頼日の2営業日後に、FAXにて回答させていただきます。

大阪市福島区鷺洲1丁目11番19号

電 話（事務管理部）06-6458-0008番

FAX（事務管理部）06-6458-0303番

株 式 会 社 浪 速 管 理